

## 船橋市版図柄入りナンバープレートデザイン使用取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は「船橋市版図柄入りナンバープレートデザイン」（以下「プレートデザイン」という。）の適正な使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (デザイン)

第2条 プレートデザインは、別図に定めるとおりとする。

### (使用の範囲)

第3条 プレートデザインを使用するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、国、地方公共団体及びこれらに準ずる機関が船橋市のPR及びこれに準ずる業務の目的で使用するときは、この限りでない。

### (使用承認申請)

第4条 プレートデザインを使用する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、船橋市版図柄入りナンバープレートデザイン使用承認申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

### (使用承認等)

第5条 市長は、前条の申請内容が次のいずれかに該当するときは、プレートデザインの使用を承認するものとする。

- (1) 市の魅力発信に寄与するとき。
  - (2) その他、市長がプレートデザインの使用が適当であると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により使用を承認したときは、申請者に対し、船橋市版図柄入りナンバープレートデザイン使用承認通知書（第2号様式）により通知する。
- 3 第1項の承認には、条件を付することができる。
- 4 市長は、前条の申請内容が次のいずれかに該当するときは、申請者に対し、船橋市版図柄入りナンバープレートデザイン使用不承認通知書（第3号様式）により、プレートデザインの使用を承認しないことを通知する。
- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれのあるとき。
  - (2) 市の信用又は品位を害するおそれのあるとき。
  - (3) 第三者の利益を害するおそれのあるとき。
  - (4) 政治活動、宗教活動等に利用されるおそれのあるとき。
  - (5) プレートデザインの使用の目的又は内容が暴力団（船橋市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての

活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。

- (6) プレートデザインの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあるとき。
- (7) プレートデザインのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (8) プレートデザインの著しい変形その他ロゴ等の使用が適当でないとき。
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

#### (承認の期間)

第6条 前条第1項に規定する使用承認の有効期間は、前条第2項の規定による通知をした日から2年以内とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

- 2 申請者は、前項の使用期間終了後、引き続きプレートデザインを使用する場合は、改めて第4条の規定による申請を行い、前条第2項の規定による承認を受けなければならない。

#### (使用料)

第7条 プレートデザインの使用料は無料とする。

#### (遵守事項)

第8条 プレートデザインの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された目的及び用途のみに使用し、市長の付する条件に従うこと。
- (2) プレートデザインの使用権を譲渡し、又は貸与しないこと。
- (3) 使用承認を受けて作成した物品（以下「成果品」という。）は、速やかに、市長に提出すること。ただし、成果品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (4) 市長から要請があったときは、プレートデザインの使用実態を速やかに報告すること。
- (5) 関係法令等を遵守すること。

#### (使用実績等の報告)

第9条 使用者は、プレートデザインの使用期間終了後1か月以内に船橋市版図柄入りナンバープレートデザイン使用実績報告書（第4号様式）により、市長に使用実績を報告しなければならない。

#### (使用承認の取消し)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取

消すことができる。

- (1) 第5条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
  - (2) 第5条第3項の条件に反したとき。
  - (3) 第5条第4項各号のいずれかに該当したとき。
  - (4) 第8条の遵守事項を遵守しないとき。
- 2 市長は、前項の規定により使用承認を取消したときは、使用者に対し、船橋市版図柄入りナンバープレートデザイン使用承認取消通知書（第5号様式）により通知する。
  - 3 第1項の規定により使用承認を取消された者（以下「承認取消者」という。）は、前項の通知があった日以降、使用承認を受けて作成した成果品の使用、配布、掲示等をしてはならない。
  - 4 承認取消者は、成果品（掲示物及び展示物等の回収可能なものに限る。）の回収を自ら行わなければならない。
  - 5 第1項の規定による取消しをした場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わない。

（市の責任）

第11条 市は、使用者がプレートデザインの使用に際して受けた損害に対しては、一切の責任を負わない。

（損害賠償）

第12条 使用者は、プレートデザインの使用に際し、市に対して損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（権利の帰属）

第13条 使用承認は、第3条に規定する使用の範囲を超えて、使用者に対しデザインプレートに関する権利又は権限を与えるものではなく、使用者及び当該使用者の製作した物品等について市が推奨するものではない。

（経費等の負担）

第14条 市は、この要領により使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（補則）

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年3月1日から施行する。

別図 船橋市版図柄入りナンバープレートデザイン

〈フルカラー〉



〈モノトーン〉

